

東芝・過労うつ病労災・解雇裁判 最高裁は、会社の過失を減じ、労働者に転嫁する 東京高裁の判決を直ちに破棄して下さい

全面勝訴した東京地裁の画期的判決

労働裁判としては異例の大きな扱い 朝日新聞大阪版は一面に掲載

3日(水曜日) 12版 社会 30 朝日新聞1面

仕事でうつ病 解雇無効

東京地裁 東芝元社員が勝訴

東京地裁(堀江)が東芝元社員(重光由美さん)の解雇を無効と判断し、慰謝料などを命じた。判決は、過労によるうつ病を労災認定された社員が、会社から解雇された場合、会社が過失を認めなければならず、解雇が無効となる。また、慰謝料は100万円と認められた。

過労うつ病 解雇無効

東芝に2700万円支払い命令

東京地裁

東京地裁(堀江)が東芝元社員(重光由美さん)の解雇を無効と判断し、慰謝料などを命じた。判決は、過労によるうつ病を労災認定された社員が、会社から解雇された場合、会社が過失を認めなければならず、解雇が無効となる。また、慰謝料は100万円と認められた。

激務でうつ病発症 解雇は無効 東芝に賠償命令

東京地裁

東京地裁(堀江)が東芝元社員(重光由美さん)の解雇を無効と判断し、慰謝料などを命じた。判決は、過労によるうつ病を労災認定された社員が、会社から解雇された場合、会社が過失を認めなければならず、解雇が無効となる。また、慰謝料は100万円と認められた。

賃金・損害賠償額の減額を命じた高裁判決の問題点

- 全賃金から、賞与及び時間外賃金を差し引き、基本給(全賃金の4割)のみの支払いとしたこと
原告が現在働けないのは会社が過重な長時間労働をさせたためです。労災認定された社員の待遇を悪化させることは、労働環境悪化に繋がる明らかな不当判決です。
- 原告側の2割の過失があったとしたこと。過失の主な内容は
 - ①原告に以前より生理痛や頭痛といった症状があったこと
これらは一般的労働者にありうる程度の症状であり、この程度の症状が過失となるのならば、全ての人が過失ありとして会社の損害賠償額が減じられることとなります。
 - ②発症までの2回の神経科への通院を会社に告げなかったこと
最初は頭痛や不眠で受診してみた程度であり、定期健診で産業医にも症状は訴えています。精神科への通院の申告の有無のみを、原告の過失とし会社の支払いを減ずるのは、公正な判決とはとてもいえません。

最高裁へ上申書を提出しています。ご協力を！支える会宛に郵送していただければ最高裁へ届けます。

重光由美さん支える会 埼玉県上尾市本町2-10-3 山本方
kaitsbrou sai@yahoo.co.jp

2008年(平成20年)4月23日(水曜日) 産経新聞 社会面

うつ病で休職 解雇無効

慰謝料など 東芝に命令

東京地裁(堀江)が東芝元社員(重光由美さん)の解雇を無効と判断し、慰謝料などを命じた。判決は、過労によるうつ病を労災認定された社員が、会社から解雇された場合、会社が過失を認めなければならず、解雇が無効となる。また、慰謝料は100万円と認められた。

産経新聞 社会面

産経新聞(東京)が東芝元社員(重光由美さん)の解雇を無効と判断し、慰謝料などを命じた。判決は、過労によるうつ病を労災認定された社員が、会社から解雇された場合、会社が過失を認めなければならず、解雇が無効となる。また、慰謝料は100万円と認められた。

埼玉新聞

埼玉新聞(上尾)が東芝元社員(重光由美さん)の解雇を無効と判断し、慰謝料などを命じた。判決は、過労によるうつ病を労災認定された社員が、会社から解雇された場合、会社が過失を認めなければならず、解雇が無効となる。また、慰謝料は100万円と認められた。

東芝・過労うつ病労災・解雇裁判とは

東芝深谷工場で液晶開発技術者として働いていた重光由美さんは、液晶生産ラインM2ライン立ち上げプロジェクトや新製品開発等、長時間労働や厳しいノルマ、体調不良を訴えてもリーダー業務をさせられるという状況で、うつ病を発症しました。重光さんと同じ業務に従事した同僚が半年間に2名自殺（1名労災認定）しています。

東芝は、休職期間満了を理由に重光さんを解雇したため、重光さんが労災認定と解雇無効を求めて裁判をしています。

平成20年4月に東京地裁は、東芝の過失を全面的に認める解雇無効の画期的判決を出しました。平成21年5月には行政訴訟で勝訴し、労働災害として認められました。東芝は、地裁敗訴後即日控訴し、国の労災認定さえも否定する主張を裁判で続けました。しかし、東京高裁岡久幸治裁判長は、東芝の主張を解雇無効以外の部分で認め、賃金および損害賠償の減額支払いを命ずる判決を出したため、原告が最高裁に上告しています。

◇社会のメンタルヘルス向上を、企業責任を明確に！

職場では長時間労働やパワハラによる過労死や自殺、うつ病が急増し、メンタルヘルスが社会問題となっています。東芝は「人と地球の明日のために」をスローガンに掲げていますが、裁判では、国の労災認定にも従わず社員を「人」扱いしない態度をとり続けています。社会の模範となるべき大企業東芝の対応は、司法で厳しく断罪されるべきです。

**病気の労働者相手に引き伸ばしや嫌がらせをした大企業に、有利な判決は許せません。
労働者の使い捨て解雇に歯止めを！**



原告重光由美さん

◇これまでの経緯

1990年	4月	東芝に技術職で入社
2000年	12月	液晶生産M2ライン立ち上げ業務開始過酷な激務続く
2001年	7月	同僚Oさん自殺（M2ライン立ち上げ業務に従事）
2001年	9月	原告休職開始
2001年	12月	同僚Kさん自殺（M2ライン立ち上げ業務に従事）
2004年	9月	原告熊谷労働基準監督所に労災申請
2004年	9月	東芝 原告を休職期間満了による解雇
2004年	11月	原告解雇無効の裁判を東京地裁に提訴
2006年	1月	熊谷労働基準監督署労災不支給決定
2006年	1月	埼玉労働局に審査請求 2007年2月棄却
2007年	2月	労働保険審査会に再審査請求 2008年3月棄却
2007年	7月	労災不支給取り消し訴訟を東京地裁に提訴
2008年	4月	東芝との解雇裁判全面勝訴判決 東芝は即日控訴
2009年	5月	労災不支給取り消し訴訟勝訴 判決確定 労災認定
2010年	3月	東芝との解雇裁判和解決裂
2011年	2月	東芝との解雇裁判控訴審 東芝の支払いを減ずる判決
2011年	3月	東芝との解雇裁判最高裁へ上告受理申し立て

半年間に同僚2名自殺した職場でうつ発症

ホームページに裁判詳細が載っています

●東芝・過労うつ病・労災解雇裁判

<http://homepage2.nifty.com/tsbrousei/>

●原告ブログ：うつ病患者の裁判しながら日記

<http://shigemitsu.blog40.fc2.com/>

原告重光由美さんが最新情報を載せています。裁判の経緯や判決文全文も載っています。是非見てください